○都市公園等整備の現況

平成 29 年度末の全国の都市公園等の整備量（ストック）は、平成 28 年度末と比較し、

- 箇所数は、108,128 箇所から 109, 229 箇所と、**1,101 箇所増加**
- 面積は、約 125,423ha から約 126,332ha と、**約 909ha 増加**
- 一人当たり都市公園等面積は、約 10.4 ㎡／人から**約 10.5 ㎡／人に上昇**

一人当たり都市公園等面積については、諸外国の都市と比較するとまだ低い水準にあります。引き続き、防災や地域の活性化等の社会的要請に応えるため、都市公園等の整備を推進するとともに、ストックの有効活用、施設の長寿命化、効率的な維持管理が図られるよう支援を行っていきます。

○平成２９年度末種別毎都市公園等整備現況

H30.3.31現在

	箇所数	面積（ha）	備考
住区基幹公園	94,813	34,368	カントリーパーク含む
街区公園	87,260	14,099	
近隣公園	5,754	10,345	
地区公園	1,619	8,523	
	（ 180 ）	（ 1,402 ）	（　）内の数字はカントリーパークを示す
都市基幹公園	2,196	38,829	
総合公園	1,367	25,955	
運動公園	829	12,874	
大規模公園	219	15,305	
広域公園	213	14,741	
ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ都市	6	564	
緩衝緑地等	11,806	33,534	
特殊公園	1,354	13,678	
緩衝緑地	232	1,786	
都市緑地	8,792	16,077	
都市林	155	909	
広場公園	317	161	
緑道	956	922	
認定市民緑地	2	0	
契約市民緑地	176	101	
国営公園	17	4,194	
合計	109,229	126,332	整備水準 10.5㎡/人

※　都市公園等とは、「都市公園法」に基づき国又は地方公共団体が設置する都市公園、及び都市計画区域外において都市公園に準じて設置されている特定地区公園（カントリーパーク）を指す。

○都市公園等の種類（参考）

種　類	種　別	内　　容
住区基幹公園等	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。
	特定地区公園	都市計画区域外の一定の町村における農山漁村の生活環境の改善を目的とする特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準として配置する。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、墓園等の特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積 0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
	都市林	主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として配置する。
	広場公園	主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的として配置する。
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。
国営公園		一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね 300ha以上として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。

○都市公園等の現況及び推移

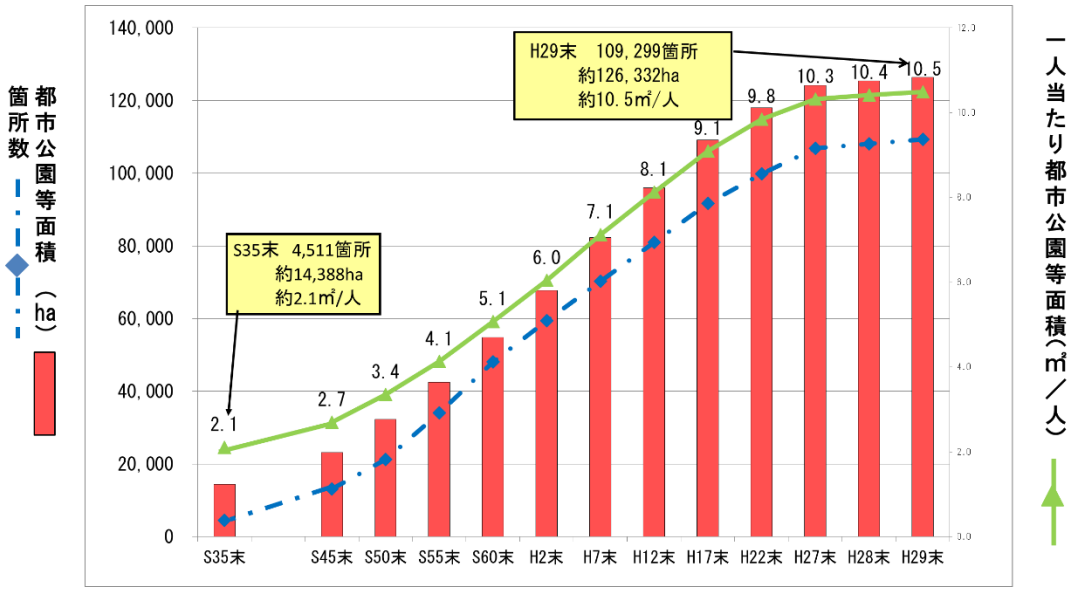

年度	箇所数	面積（ha）	前年度との比較（ha）	一人当たり都市公園等面積（㎡/人）
H14	84,994	100,968	1,994	8.5
H15	86,889	103,865	2,897	8.7
H16	89,216	106,370	2,505	8.9
H17	91,663	109,178	2,808	9.1
H18	93,399	111,307	2,129	9.3
H19	95,207	113,207	1,900	9.4
H20	96,808	114,990	1,783	9.6
H21	98,568	116,667	1,677	9.7
H22	99,874	118,056	1,389	9.8
H23	101,111	119,016	960	9.9
H24	102,393	120,217	1,201	10.0
H25	104,099	121,473	1,256	10.1
H26	105,744	122,839	1,366	10.2
H27	106,849	124,125	1,286	10.3
H28	108,128	125,423	1,298	10.4
H29	109,299	126,332	909	10.5

○諸外国の都市における公園の現況

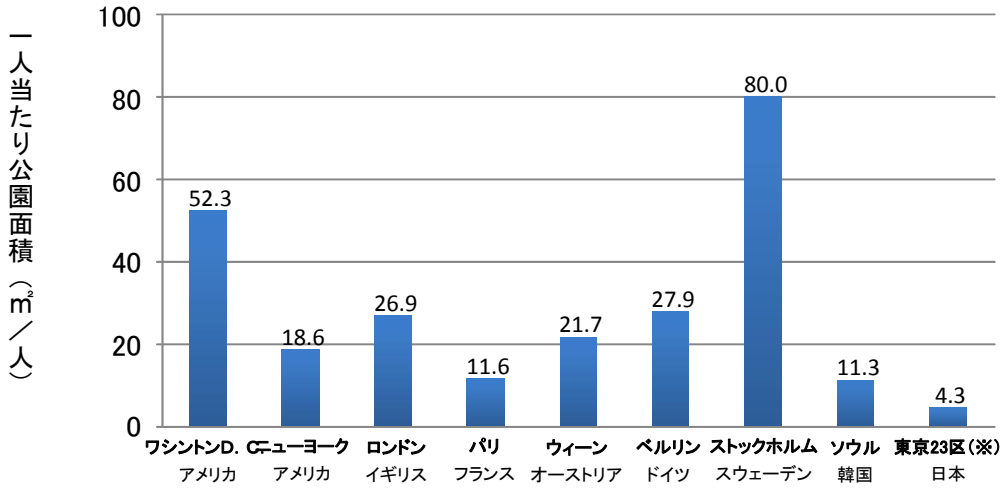

（※）東京 23 区は都市公園以外の公園を含んでいる。